



福岡医発第 1314 号 (地)
令和 3 年 7 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

盆休み中における保険診療の加算取扱いについて

盆休み期間中における保険診療の取り扱い解釈について、下記のとおり貴会
会員へ指導並びに周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 盆休み閉院中は、日曜日を除き「休日加算」の算定は出来ない。
2. 上記 1 は、休日急患診療所または、輪番当直の医療機関においても同じ取
り扱い。
3. 盆休みを表示している医療機関において、盆休み閉院中に急患等やむを得
ない理由により診療を行った場合「時間外」加算の取り扱いができる。
なお、「深夜加算」は従来と同じ取り扱い。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎